明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第十五条第一項及び第二項の規定による立入検査をする金融庁等の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令（内閣府一〇）　一
〔省　令〕
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一二）　三
〔告　示〕
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務一）　八
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件（財務・経済産業三）　一〇
○植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項及び第二の二の項の規定に基づき、植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物の一部を改正する件（農林水産二九六）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　一七
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構平成二十四事業年度財務諸表、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定・第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫、東日本高速道路株式会社工事一部完了、特定計量器型式承認、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

府令

○内閣府令第十号

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第十五条の規定を実施するため、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第十五条第一項及び第二項の規定による立入検査をする金融庁等の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令を次のように定める。

平成二十六年二月二十四日　内閣総理大臣　安倍　晋三

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第十五条第一項及び第二項の規定による立入検査をする金融庁等の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第十五条第一項及び第二項の規定による立入検査をする金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員の携帯する身分を示す証明書は、別紙様式によるものとする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。